



---

人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む）を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にこの法人の取締役等であった者で、当該取消の日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

---

---

---